

## 日本再生医療リハビリテーション学会選挙規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本再生医療リハビリテーション学会（以下「本会」という。）定款第21条の理事及び監事（以下「役員」とする。）の選任につき、必要な事項を定める。

### (選挙権及び被選挙権)

第2条 選挙告示日現在において本会の正会員たる者は、本規程による役員選挙権及び被選挙権を有する。

### (選挙)

第3条 役員選挙は任期満了の年の定時会員総会において行う。

2 補欠選挙は、これを行う事由が生じた日から最初の定時会員総会において行う。

3 当該選挙で選出する役員の数、理事会において決定する。

### (選挙管理委員会)

第4条 本会は、選挙に関する事務を執行するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、理事会において正会員の中から選任された3名以上の選挙管理委員（以下「委員」という。）で構成し、委員の互選により選挙管理委員長1名を選定する。

3 委員の任期は、定款第24条の理事及び監事の任期に準ずる。

4 委員が役員選挙に自ら立候補したときには、当該委員は委員としての資格を失う。

5 委員に欠員が生じたときには、必要に応じ、理事会は委員の選任を行う。

### (選挙人名簿及び閲覧)

第5条 選挙人名簿は、選挙告示の日から5日間本会事務局において会員の閲覧に供する。

2 選挙人名簿に脱漏又は誤記があると認められたときは、関係人は、その名簿の閲覧期間内に委員会に異議又は訂正の申出ができる。

3 委員会は申立を受けた日から選挙期日前日までにこれを調査して、関係人に、その結果を通知するものとする。

### (選挙の告示)

第6条 委員会は、選挙期日から20日前までに次の事項を定めて本会事務局に掲示し、かつ、本会ホームページの会員専用ページに掲載しなければならない。

- (1) 選挙期日及び場所に関する事項
- (2) 選出する役員の数（第3条第3項）
- (3) 候補者の届出及び辞退に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

### (候補者の届出及び辞退)

第7条 立候補しようとする者は、選挙期日の8日前までに、氏名、生年月日、住所、履歴を添え、書面をもって、委員会に届け出なければならない。

2 候補者が立候補を辞退しようとするときは、選挙期日の5日前までに書面をもって、委員会

に届け出なければならない。

### (候補者の告知)

第8条 立候補の届出期限の翌日、委員会は候補者の氏名を本会ホームページの会員専用ページに掲載することによって選挙人に告知する。

2 前条2項の届出があった場合は、速やかに、前項と同様の方法により選挙人に告知する。

### (理事会による立候補の推薦)

第9条 前条第1項の立候補者が第3条第3項に定めた定数に満たないときは、選挙期日までに、理事会は定数と同数となる候補者を推薦することができる。

### (選挙運動の期間)

第10条 選挙運動は各選挙とも告示の日から選挙期日の前日までとする。

### (選挙運動の制限及び禁止事項)

第11条 選挙運動として次の行為をしてはならない。

- (1) 反社会的・反道徳的な行為
  - (2) 候補者を誹謗し、その他不正不当な手段で他人の当選を妨げること
  - (3) 選挙権者への饗応、金品の授受
  - (4) 利益を授受し、又はその約束をすること
  - (5) その他、委員会が定めた事項
- 2 候補者が会員に配布する文書は、事前に委員会に届け出なければならない。
- 3 候補者による立会演説会は、委員会の管理のもと開催する。その詳細は、別途、委員会が定める。

### (選挙違反に対する罰則等)

第12条 選挙違反の事実があるときは、委員会は決議により、次の措置をとることができる。

- (1) 違反者に対する警告及び注意
  - (2) 違反事実の会員に対する公表
  - (3) 会員総会に対し違反事実を提出し、当該違反者の当選の取消しを求めること
- 2 前項の措置に対し異議ある者は、本会に対し、異議を申し立てることができる。

### (選挙方法)

第13条 選挙は、定数内連記無記名投票とし、指定された場所にて投票時間内に行う。

### (無効投票)

第14条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
  - (2) 候補者の氏名以外を記載したものただし、公職名、身分、住所又は敬称については、この限りではない
  - (3) 候補者でない者の氏名を記載したもの
  - (4) 記載された候補者の判別ができないもの
  - (5) 候補者の氏名を自署しないもの
- 2 投票の効力に疑義がある場合は、委員会の協議により決定する。

(開 票)

第15条 開票は、投票時間終了直後、投票場所又は委員会の定めた場所において、委員会が行う。

(当選者の確定)

第16条 有効得票数の多いものから定員に満つるまでの者を順次当選者とする。

2 得票数が同数の時は、くじにより当選者を決定する。くじの順序は立候補届出の順による。

(無投票当選)

第17条 選挙候補者数が第3条第3項で定める定数と同数もしくは定数内のときは、投票を行わず無投票当選とする。

(選挙結果の報告)

第18条 委員会は、選挙の結果及び当選者氏名を選挙期日の定時会員総会において発表する。

(異議申立)

第19条 選挙又は当選の効力に異議ある者は、選挙人5名以上の賛成者を得て、選挙期日2週間以内に委員会に書面により申し立てることができる。

(委員会の裁決)

第20条 前条による異議申立があったときは、委員会は異議申立の日から30日以内に委員会を開き、これを裁決してその結果を申立人に通知する。

(委員会の報告)

第21条 委員会は、前条の裁決の結果を理事会に報告し、必要があれば所要の措置を求めなければならない。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。